

## 令和5年度 第1回 学校説明会資料

### I 西前小学校の教育活動

- ・学校教育目標
- ・中期学校経営方針
- ・令和5年度年間行事予定
- ・週日課表
- ・特別支援教育、あゆみについて

### II 西前小学校の基本方針

- ・携帯電話の取り扱いのルール
- ・児童の安全を守るために 保健・給食
- ・いじめ防止基本方針
- ・各種「警報」発令及び災害発令時について

### III お問い合わせ

- ・横浜市教育委員会からのお願い



この資料は、年間を通して必要になりますので、各家庭で保管をお願いします。  
本校の教育活動等につきましては HPもご覧ください。

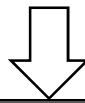
# 西前小学校・西中学校 学校教育目標

併設型小中一貫校である西前小学校と西中学校は、小中共通の学校教育目標に基づいて小中一貫教育を進めています。この学校教育目標は、国や市の基準や方針に基づいて、学校、子ども、地域等の特色や状況に即して設定されるものです。

学習指導要領、「横浜教育ビジョン 2030」等の市の方針を受け、西前小学校と西中学校共通の学校教育目標を設定しています

## 【9年間で育てる子ども像】

自ら学び (自律) 友達や社会とかかわり合いながら (対話) ともに新しい社会を創ろうとする子ども (創造)



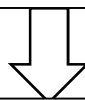
## 9年間一貫して育てる力＝学校教育目標・全体目標

視点	知(生きてはたらく知)	徳(豊かな心)	体(健やかな体)	公(公共心と社会参画)	開(未来を開く志)
子ども像	自ら学ぶ子ども	心豊かな子ども	心身ともに健康な子ども	社会に参画する子ども	変化する社会を生きる子ども
育てる力	主体的に考え、共に学び合う力	自他ともに尊重し、たくましく生きる力	自らの健康を保持増進しようとする力	社会の一員として他者と協働する力	広い視野をもち、未来に向けて挑戦する力



## 9年間一貫して育てる力＝学校教育目標・重点目標

- ◎主体的に考え、判断し、実践する力
- ◎よりよい人間関係を進んで形成し、社会創りに参画する力



西前小学校 令和5年度年間重点取組テーマ  
主体的に考え、判断し、学び合う子どもをめざして

学校 教育 目標	自ら学び、友達や社会とかかわり合いながら、ともに新しい社会を創ろうとする子ども ○自ら学ぶ子ども【知】 ○心豊かな子ども【徳】 ○心身ともに健康な子ども【体】 ○社会に参画する子ども【公】 ○変化する社会を生きる子ども【開】				
	主体的に考え、共に学び合う力を育みます。 自他ともに尊重し、たくましく生きる力を育みます。 自らの健康を保持増進しようとする力を育みます。 社会の一員として、他者と協働する力を育みます。 広い視野をもち、未来に向けて挑戦する力を育みます。				
学校 概要	創立 114 周年	学校長 鳥飼 信幸	副校長 野尻 亮	2 学期制	一般学級：17 個別支援学級：5
	児童生徒数： 559 人		主な関係校： 横浜市立西中学校		

教育課程全体で 育成を目指す資質・能力	西中 ブロック	小中一貫教育推進ブロックにおける 育成を目指す資質・能力を踏まえた 「9年間で育てる子ども像」と具体的取組
◎主体的に考え、判断し、実践する力 ◎よりよい人間関係を進んで形成し、社会 創りに参画する力	西前小学校 西中学校 (併設型小中 学校)	自ら学び、友達や社会とかかわり合いながら、ともに新しい社会 を創ろうとする子ども ○9年間一貫した教育を推進するために中学校と連携、協働して教育課程の編成・検証を行うと共に、「主体的に考え、判断し、学び合う子どもの育成」を研究テーマとして設定し、各教科等においてテーマを意識した授業を展開する。 ・児童生徒のふれあいを大切にし、9年間を見通した教育課程の編成、行事等の充実を目指す。 ・児童会、生徒会の連携を図りながら基本的な生活習慣の形成、よりよい人間関係の構築に向けて指導する。 ・教職員間における「授業観」「児童生徒理解観」「評価観」等の共有を図る。

中期 取組 目標	○「自律」「対話」「創造」を方針として、児童一人ひとりを大切にされた活力と魅力に溢れた学校づくり、9年間を見通して社会の変化に対応した生きる力の育成を目指した学校づくりを、「チーム西前」で一丸となって進めます。 ・西中学校との連携、協働によって、主体的に考え、判断し、学び合う子どもの育成を目指した小中一貫カリキュラムの編成・検証を基にした授業づくりに取り組みます。 ・一人ひとりのよさを生かし、「誰もが」「安心して」「豊かに」生活できる学級・学年・学校経営に取り組みます。 ・学習の楽しさを実感できる授業づくりを推進し、言語活動を大切にしながら学力の向上を目指すと共に、一人ひとりが自己肯定感をもち、楽しく学校生活を送ることができるようにします。 ・地域の教育力を生かした特色ある学校づくりを進め、豊かな人間関係を築き、主体的に社会創りに参画する力を育てられるようにします。 ・子どもたち及び社会の範となり学び合い、高め合う職員となり、チーム力を一層高め、信頼される職員集団を目指します。 ・職員自ら「自律」「対話」「創造」ができる組織にしています。
----------------	--

重点取組分野		具体的取組
知	授業改善	①育成を目指す資質・能力を明確にした校内授業研や小中一貫推進教育を実施し、子どもが主体的に学習に取り組む授業を目指す。②ICTの効果的な活用やカリとの関連を検討する。③教科担任制、TT、チーム学年など指導体制を工夫することで子どもたちの心の安定を図るとともに、学力向上を目指す。
担当	カリマネ委員会	
徳	道徳・人権教育	①ふれあい活動・異学年交流を通してよりよい人間関係の基盤を培う。②発達段階に応じた人権学習を実施し、他者理解を深める。③豊かな心の育成を目指して、道徳科を要として学校教育全体で道徳教育を充実させ、互いに認め合える関係を築く。また、年に1回は道徳科の授業公開を実施する。
担当	道徳・人権推進委員会	
体	健康教育	①養護教諭、栄養教諭、学校医と連携し、本校の健康課題について学年に応じて指導を工夫する。②一校一実践運動に「長縄」を取り上げるとともに、各学年でスポーツ集会を実施する等、年間を通して体力の向上を図る。③歯磨きや手洗いなどの継続を推進し、病気予防の意識を高める。
担当	体育部	
公開	自分づくり教育 (キャリア教育)	①主体的に学び続ける意欲をもつために西中との学びの連携を図る。②「自分づくりパスポート」を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自身の変容や成長を自己評価できるようにする。③地域で体験的に学ぶ機会を積極的に設け、他者との関わりの中で個々の自己有用感を高めるようにする。
担当	キャリア教育担当	
地域学校協働活動		①地域の特徴や材を生かした学習を計画し、地域と連携して学びを広げたり、地域への愛着を深めたりする。②学校運営協議会や学校便り、HP等で学校経営方針や日々の教育活動等を積極的に発信し、本校への理解を深めていただくとともに、地域の方と、本校が育成を目指す資質・能力の共有を図る。
担当	教務部	
いじめへの対応		①「いじめ防止基本方針」を学校の柱として位置づけ、未然防止・早期発見・実態把握・対応方針を軸に、組織的・計画的かつ迅速に取り組む。月1回のいじめ防止委員会で情報を共有し、組織的、継続的に支援体制をとる。②「いじめアンケート」を意図的・計画的に年2回行い、些細な変化を見逃さない体制づくりをする。
担当	いじめ防止対策委員会	
人材育成・ 組織運営(働き方)		①教師力の向上を図るため、経験年数5年次以下の教職員を中心にメンターチームを組織し、メンターリーダーを中心に、年間計画に沿って月1回の活動を行う。②学校の実態や教育改革の内容を受け、適時必要な研修を計画、実施していく。③ICT環境整備を行い、情報の共有化を図るとともに、組織的な働き方改革につなげる。
担当	教務部・メンター	
児童生徒指導		①児童に寄り添い、よさを認め、前向きになる言葉かけをして、一人ひとりを大切にしてい。②「にしまえっ子の約束」を教職員、児童、保護者と共有し、共通理解のもとで児童指導にあたる。③情報を共有し、連携して児童指導にあたる。④YPアセスメントを活用し、客観的な資料も参考にしながら児童理解を深める。
担当	児童理解委員会	
特別支援教育		①ユニバーサルデザインについて理解し、誰もが安心して学校生活ができるようにする②情報の共有をし、支援を要する児童への理解を深め、共通理解をもって関わるようにする。③チャレンジ教室(個別指導)を充実させ、担任と連携を取りながら一人ひとりに寄り添った支援をする。
担当	特別支援教育コーディネーター	
安全管理		①より実践的な内容を想定した避難訓練を計画的に行い、検証と見直しを図る。②小中連携の引き渡し訓練を継続し、児童・生徒の安全確保と保護者や地域との連携を円滑に行えるようにする。③消防、警察と連携した研修や学習を実施し、安全確保のための確認や実践力の向上を図る。
担当	保健安全部	



# ◆西前小 日課表 (R5年度)

☆登校時間 8:10~8:20 ☆始業時刻 8:25

○校舎に入れる時刻は、8:10 ○登校後は学習等の準備

☆朝会・集会がある場合(月・木) 8:25 整列完了

時間	校時	月	火	水	木	金	特別		
8:25		朝会	朝の会	朝の会	集会	朝の会			
8:30	M	(朝読書)	朝学習	朝学習	(朝読書)	朝学習			
8:45	1						8:45	1	
9:30							9:30		
5分休憩									
9:35	2						9:35	2	
10:20							10:20		
中休み(25分)							中休み(15分)		
10:45	3						10:35	3	
11:30							11:20		
5分休憩									
11:35	4						11:25	4	
12:20							12:10		
13:05		給食(45分)					12:55	給食	
~13:25		清掃(20分)					簡単清掃		
~13:40		昼休み(5分)		昼休み(15分)			13:15	帰りの会 13:05	
13:40	5	13:30 ~ 14:15		13:40 ~ 14:25			13:15 ~ 14:00	5	13:15 完全 下校
14:25									
14:25	6	帰りの会	帰りの会	帰りの会	帰りの会		5分 帰りの会 14:15 完全 下校	給食 なし 12:25 完全 下校	
15:10		委員会	クラブ	4年 委員会の日					
15:20		帰りの会		帰りの会	帰りの会	帰りの会			
15:30									

月曜時程		火水木金の下校時刻	
5校時	13:30~14:15 (14:30 完全下校)	5校時まで	14:40
委員会(45分間)	14:30~15:15 (15:30 完全下校)	6校時まで	15:30
クラブ(60分間)	14:30~15:30 (15:40 完全下校)		

曜日別週授業時数

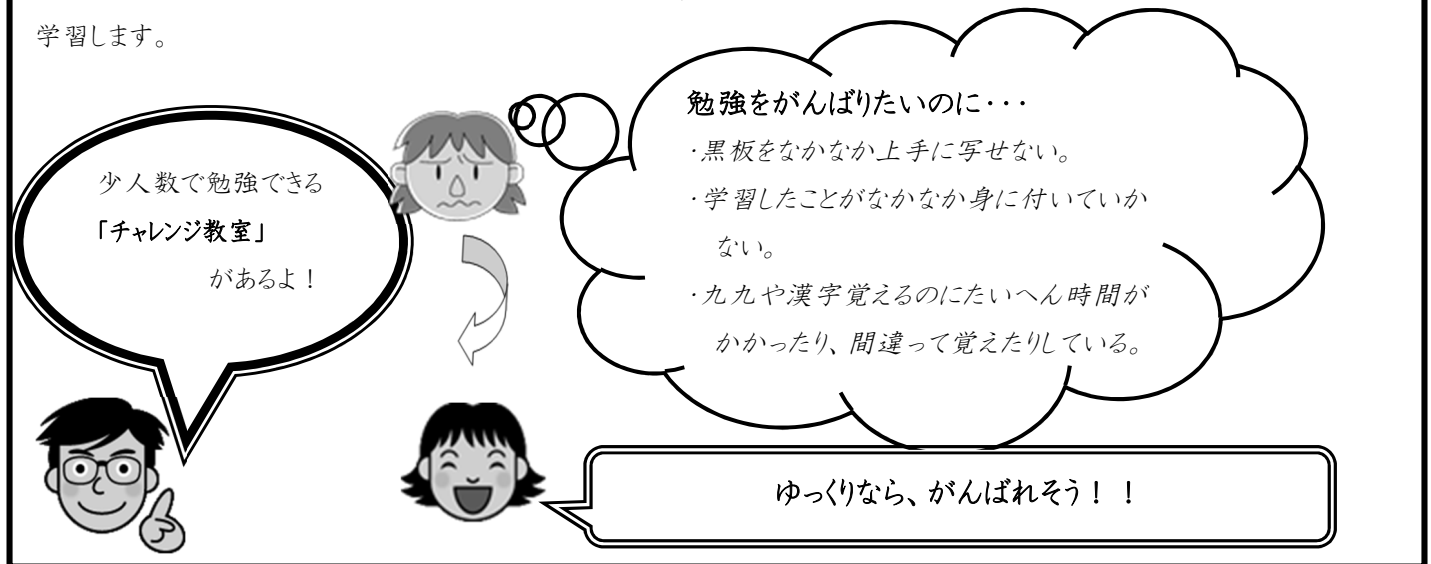
	月	火	水	木	金	合計	備考
1年	5	5	4	5	5	24	
2年	5	5	5	5	5	25	
3年	5	5	5	6	5	26	
4年	6	6	5	6	6	29	※クラブ、委員会
5年	6	6	5	6	6	29	のない 月曜日は
6年	6	6	5	6	6	29	5校時

## 特別支援教育 「チャレンジ教室」

本校では、個に応じた学習・生活支援の充実を目指して、特別支援教育コーディネーターが中心となって、「教育相談」や「チャレンジ教室」の実施等、特別支援教育の推進に取り組んでいます。「チャレンジ教室」では、学級担任と特別支援教育担当者が連携を図ってお子さんの力を伸ばす支援・指導に取り組んでまいります。なお、「チャレンジ教室」入室については指導時間に限りがありますので、特別支援教育委員会で調整しています。

### 「チャレンジ教室」学習を少人数でゆっくりじっくり行います。

申込みがあったお子さんを対象に、学習内容をしっかりと身に付けるために、静かで集中できるチャレンジ教室で週1時間程度学習します。



## こくさいきょうしつ 「国際教室」

本校では、いろいろな国から日本に来た児童や、外国につながりをもつ児童がいます。こうした外国から日本に来た児童や外国につながりをもつ児童が、日本語の学習や少人数で教科学習を行う場所が「国際教室」です。学級での授業にスムーズに参加できるよう教科学習をしています。そして、日本語だけでなく、日本の文化や学校行事についても理解が深まるようにしています。いろいろな文化をもつ友達が、ともに学校生活を送り、一緒に学習することは、お互いにとても貴重な経験になります。

また、保護者のサポートもしています。学校からの配付物など、日本語でわからないときは、お声かけください。

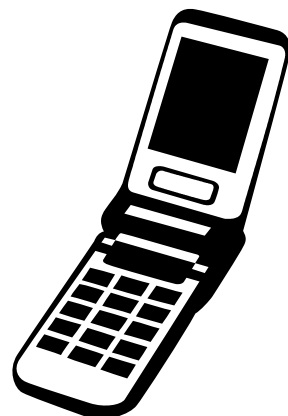
## 「あゆみ」

前期終了時の10月に前期を評価した「あゆみ」を、3月の学年末に年間を通して評価した「あゆみ」を児童に配付します。子どもたちのがんばりを確認していただく資料としてご活用ください。

## 携帯電話の取り扱いのルール

小・中学生の携帯電話利用について、ネットいじめ・ネット犯罪等の事件に巻き込まれるケースが報道されております。新聞等でご存知の方も多いと思いますが、横浜市教育委員会では、これらの状況に対応して家庭、地域、企業と連携した携帯電話の正しい使い方の推進と、学校への原則持ち込み禁止を決定しました。

本校でも、学校とPTAが協議し、次のように「西前小学校携帯電話取り扱いルール」を策定しております。趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。



### ◆ 学校で守るべきこと

- 携帯電話は学校へ持ち込まない。
- 特別の事情があって、児童が学校に携帯電話を持ち込むときは、「携帯電話所持届」を提出し、事前に学校長の了解を得る。なお、**所持届は、年度ごと提出する。**
- 事情により携帯電話を学校へ持ち込む場合も、学校生活での利用はしない。

### ◆ 家庭で責任をもつべきこと

- 1 家庭の責任（判断）で、スマートフォン・携帯電話をもたせる場合は、児童の発達段階に応じて、通話機能のみとし、Eメールを含むインターネットを利用させないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けること。
  - 2 インターネットを利用する場合、児童の利用するスマートフォン・携帯電話には、フィルタリング（有害サイトアクセス規制サービス）を必ず利用すること。
  - 3 インターネットを利用する場合、保護者は児童の利用状況（友達等の連絡がどのようにされているかなど）を把握すること。
  - 4 児童が、スマートフォン・携帯電話を利用したために問題が生じた場合には、学校に報告し今後の対応について相談すること。
  - 5 歩きながらの使用はしない、公共の場での利用は慎むなど、安全に配慮し使用上のマナーも守ること。
  - 6 学校生活では利用せず、校地外においても利用時以外はランドセルに入れておくこと。
- ※ 上記の約束を遵守できない場合には、スマートフォン・携帯電話所持の許可を取り消すことがあります。
- ※ 保護者間での使用においても、子どもたちに関する内容については慎重な取り扱いをお願いします。

## 児童の安全を守るために

本校では、児童の安全を守るために次のような取り組みを行っています。

### ◆集団登校

- 集団登校は、生活のリズムを整えること、不測の事態に際して安全且つ迅速に集団で行動できること等を目的に行われています。
- 長期休業明けの一週間と週初め(月曜が祝日の場合は、火曜日)は集団登校をしています。時間に遅れないように集合場所に集まります。

### ◆登校時

- 東門・西門に地域ボランティア(学援隊)と当番の教師が立って安全な登校を見守ります。
- 昇降口の開門時間は、午前8時10分です。(安全上、登校時間を守り、早すぎないようにお願いします。)
- 学区外より登校する児童は保護者の責任のもと、ルールに従って安全に登校できるようにご協力をお願いします。
- 連絡がなく、欠席している時には、学校からご家庭等に連絡しています。

### ◆児童在校時

- 門を全て閉じています。(8時45分施錠)
  - ・東門脇の小門のみ電気錠を設置し、施開錠することができるようにしています。
  - ・インターホンでお名前とご用件を伝えてください。
  - ・校内の数箇所にカメラを設置し、不審な動きなどを監視するよう努めています。
- 不審者対応の避難訓練を実施しています。
  - ・教職員については、戸部警察署と連携をとり、防犯研修を行い、不審者への対応強化を図っています。
- 台風や地震などで下校時間を早めるなどの緊急措置が必要な場合は、メール配信システムでお知らせします。原則「留め置き」による引き取りとなります。「集団下校」となった場合、学区外の児童は保護者のお迎えとなります。「留め置き」の場合は全児童が保護者引き取りとなります。

### ◆下校時～帰宅後

- できるだけ集団で下校できるようにしています。
  - ・学級あるいは学年で、同じ方向の児童は一緒に帰るよう指導しています。
- 学区外へ下校する児童は、ルールに従って安全に下校できるように保護者のご協力をお願いします。
- 門を下校時間に合わせて開けるようにしています。
- 東門・西門にPTA(学援隊)の当番の方が立って安全な下校を見守ります。
- 学校を出てからについては、次のような指導をしています。
  - 知らない人に声を掛けられたら
    - ①付いていかない。②車に乗らない。③大声を出す。④すぐに逃げる。⑤大人に知らせる。
- 状況によっては、教職員が校内、学区内をパトロールします。

### ◆家庭・地域の皆さんに協力いただいていること

- 「子ども110番の家」に登録していただいています。
- 防犯パトロールをお願いしています。
- PTAの協力によるメール配信システムを実施しています。
- 学校に寄せられた情報は、関係諸機関などと連携をとりながら児童にとって必要なものを伝えるようにしています。



## 保健室の活動

保健室は、子どもが元気で楽しく、健康な学校生活を送ることができるようお手伝いをするところです。また、健康について、学校生活で心配なことや困ったことがあるときに相談できる場所でもあります。

### ◆健康診断等について

一人ひとりの健康状態を、保護者、教師、そして子ども自身が知り、より健康な状態で楽しく学校生活を送れるように、4～6月にかけて定期健康診断が行われます。結果は健康手帳に記載されています。

学校で行われる健康診断は「ふるい分け検査(スクリーニング検査)」とよばれるもので、病気の疑いがあるお子さんを見つけることを目的とする診断です。

学校から受診のおすすめがありましたら、医療機関で診断をお受けください。

### ◆体調不良等で欠席する場合の連絡内容

連絡帳やロイロ、電話での欠席連絡には次のような内容を各担任にお伝えください。

○年○組 氏名 ○○○ ○○○○

①症状 たとえば 腹痛・頭痛など

②発熱の状況・・・○月○日の検温時 △△℃

③医療機関に受診したかどうか 受診した( 診断名 ) 受診しない

④その他連絡事項・・・主治医の指示等

### ◆学校病治療費援助

○学校病治療費援助

要保護・準要保護の児童に対して保護者からの申請により治療券を発行しています。結膜炎や中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯等、学校病として決められているものに対して横浜市医師会に加入している医院で治療費援助が受けられます。

### ◆学校感染症の種類と出席停止の措置

「出席停止」は子ども自身の治療と休養のためのものですが、クラスや学校での感染を防ぐためでもあります。出席停止期間を守り、医師の許可が出るまで学校はお休みしてください。治って登校する際は、必ずかかりつけの医師の許可が出たのち、保護者が、学校から配布された書類、または健康手帳に必要事項を記入して学校に提出してください。

必要事項      病名  
                    治療していた期間( / ~ / )  
                    指示された事項と医療機関名  
                    保護者のサインまたは印

☆学校感染症は以下のものです。欠席扱いにはなりません。

	対象疾患	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス 属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症日を0日目として5日経過し、かつ症状軽快後1日経過した場合には、最短で6日目から解除
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がか皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の伝染病	感染のおそれなくなるまで

※伝染性紅斑(りんご病)や溶血性連鎖球菌感染症による欠席は小学校では学校感染症ではありません。

※麻疹

厚生労働省では、平成24年度までに国内からの麻疹の排除をめざしています。学校でも、一名でも発症が認められた場合は教育委員会や区福祉保健センターへ連絡する義務があります。また家族の罹患状況等の聞き取りもあります。

万が一の感染を予防するためにも、小学校入学前に麻疹の予防接種を受けていない児童は速やかに接種をするようお願いいたします。

保護者の方で未接種の方にも接種を勧奨します。

## ◆ 西前小学校学校医・学校薬剤師(令和5年4月現在)

○内科	鈴木貴博	鈴木内科クリニック	戸部町5-204	220-0042
○眼科	佐田敏朗	みなとみらい眼科	みなとみらい4-7-1	264-4268
○耳鼻科	吉村 剛	吉村耳鼻咽喉科医院	中央1-27-13-2F	321-3837
○歯科	羽田宣裕	愛児の会デンタルクリニック	北幸1-4-1天理ビル5F	319-3050
○薬剤師	白崎直子	博仁堂薬局	戸部町7-241	※水曜日のみ 321-3739

## 教育活動中にけがなどをしたとき

学校生活の中では思わぬけがをすることがあります。このような場合に、治療にかかった医療費等を給付するための共済制度があります。西前小学校では全員が日本スポーツ振興センターに加入しており、多くの人が給付を受けています。

### ◆給付が受けられるのは？

教育活動中での負傷・疾病が対象です。通学路での登下校中(西前小学校放課後キッズクラブの帰りも含む)も対象となります。ただし、交通事故や故意による加害者がいる場合など、他から損害賠償を受ける場合は給付が行われません。また、通学路を外れて登下校していた場合には給付は受けられませんのでお気をつけください。

### ◆給付対象・金額等は？

#### ①給付対象

医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点(5000円)以上のものが対象になります。給付対象は「医療費」です。保険外診療分(紹介状のない大病院の初診時の自費分、差額ベッド代等)・交通費等は給付対象となりません。

#### ②給付金額

給付金額は、療養に要する費用として保険診療の医療費総額の3割に、療養に伴って要する費用(1割)を加算した額となります。ただし、高額療養費の対象となる場合は自己負担限度額に保険診療の医療費総額の1割を加えた額が支給されます。

公費負担医療制度(ひとり親医療費助成制度や小児医療費助成制度など)を利用した場合は、療養に伴って要する費用(保険診療の医療総額の1割)のみが支給されます。ただし、公費負担分の所得に応じた費用徴収がある場合は、「自己負担分+医療費の1/10」が支給されます。

#### ③支給期間

同一の負傷または疾病に関する支給期間は、初診日から最長10年間です。ただし、10年以内であっても、治癒となった後の治療や長期間受診しなかった後に治療を再開した場合などは医師の所見を求められたり、不支給になったりする場合があります。

#### ④時効

災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって消滅します。

### ◆掛金は？

小学校の場合は、一人当たり年額945円ですが、このうち横浜市が485円を負担しますので、保護者負担は460円になります。年度当初に学年費から集金しています。(要保護の方や12月の指定日までに就学援助の認定を受けた方は、掛金が免除となります。後日返金しております。)

### ◆その他

横浜市では災害共済給付の他に、市独自の規定によって、一定の見舞金を支給する、横浜市学校事故見舞金制度があります。

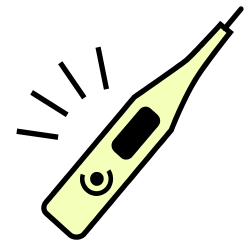
## 傷病発生時の対応

けがや病気の際、保健室で応急手当をした後、治療を受けた方がよいと判断した場合、保護者に連絡をとり、かかりつけの医療機関での受診をお願いしています。保健調査票の緊急連絡先に変更があった時は、必ず、その都度、担任までお知らせ下さい。

また、早退・遅刻時は必ず保護者の送迎が原則です。(家事都合での遅刻・早退も同様です。)

### ◆学校における救急処置の基本的な考え方

- 学校において発生したけがや病気に対して、
  - ・医療を必要としない軽度の場合の手当てをします。
  - ・医師の手に渡すまでの救急処置をします。
- ※医療行為はできません。ご家庭で行う手当てと同じです。



### ◆けがをしたときは？

- 教育活動中における事故は、軽微なものから重大なものまで幅広く発生する可能性があります。次のことに心がけて対応しています。
  - ・安全を確保した上で、けがの部位と程度、発生原因を把握し、必要な場合は救急処置を行います。
  - ・大きなけがの場合は、保護者、校長室、職員室に連絡をとり、必要に応じて保護者と相談して医療機関の手配などをします。
  - ・家庭でのけが等、教育活動中ではないけがは各家庭で対処をお願いします。

### ◆病気のときは？

- 毎朝、お子様の健康状態の把握を必ずしてから登校させてください。
- 保健室では子どもから話を聞き、検温等をして健康状態を確認します。
- 一時的に保健室で休養させますが、回復が見込めない場合は、投薬等の医療措置ができませんので保護者に連絡をします。速やかにお迎えをお願いしています。児童一人で早退させることはできませんので必ず保護者のお迎えをお願いします。
- 保健室では常に起こりうる傷病の対応に備えるため、長時間の看護処置はできません。
- インフルエンザ等の感染症が多発している時期には、37.5℃以上は即早退、37.0～37.4℃についても早退前提で連絡をしますので、お迎えをお願いします。

## 教育活動外でけがなどをしたとき

(財)横浜市安全教育振興会は、横浜市内の小中学校の児童生徒の管理下外での事故やPTA活動中の保護者の事故などに対する見舞金などの給付、安全教育に関する各種事業を実施し、安全教育の普及と振興を図ることを目的に発足した組織です。

### ◆事業内容

- (1)安全教育に関する事業
- (2)見舞金の給付
- (3)児童生徒に対する就学奨励金の給付
- (4)賠償責任補償制度の実施
- (5)その他目的を達成するために必要な事業

### ◆加入の手続き

5月1日現在の児童の世帯数を基本として、一世帯年額500円の会費をPTAで一括して6月末までに納入します。

### ◆見舞金の給付

#### (1)見舞金など給付対象事故

- ①児童生徒の学校管理下外(放課後や学校が休みの日)の事故
- ②単位PTA会員並びに教職員のPTA活動中の事故

#### (2)給付請求権利

見舞金を請求する権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、消滅します。

#### (3)給付の限度

入通院に際しての見舞金などの給付は事故発生日から起算して180日を限度とします。

#### (4)見舞金等給付申請書類

- ①見舞金等給付申請書 第2号様式—1 \*PTA会長の証明が必要
- ②入・通院証明書 第2号様式—2(歯科医以外)又は第2号様式—3(歯科医用)

#### (5)見舞金等給付申請手続き

- ①見舞金等給付申請は所定の用紙を使用します。
  - 入院は1日以上、通院は3日以上(但し、歯の事故は2日以上)が必要
  - 交通事故の見舞金は一律3,000円
- ②見舞金等申請はPTA会長経由で行われます。
- ③給付金はPTA口座へ振り込まれます。
- ④入・通院証明書代は、2,000円を上限に安全教育振興会で負担します。

※見舞金等の申請については、担任を通し、副校長までお知らせいただければ、書類をお渡しいたします。また、給付金が振り込まれた際にはお知らせいたします。

※該当しない場合もありますので、詳細については配付されるプリントをお読みください。

## アレルギー疾患への対応

アレルギー疾患(アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎・アレルギー性鼻炎・気管支ぜんそく・食物アレルギー・アナフィラキシーを発症するなど)があり、学校生活において特別な配慮を希望される場合はお申し出ください。安全に快適に学校生活が送れるように、主治医の先生のご意見も伺いながらご家庭と学校で対応を検討していきます。

### ◆対応の流れ

保護者より申し出

↓

学校より「学校生活管理指導表」「アレルギー対応票」をお渡します。

↓

「学校生活管理指導表」・医師に依頼して記入していただく。

文書料が必要な場合があります。

「アレルギー対応票」・保護者の方が記入してください。

※「学校生活管理指導表」「アレルギー対応票」のいずれもアレルギー疾患の種類により記入していただく用紙が違います。

※必要に応じて「エピペン®対応票」もお渡します。

↓

提出していただいた書類をもとに保護者の方と面談をします。

↓

学校としての対応を決定し、保護者に通知すると共に教職員に対しても対応を周知します。

↓

一年ごとに見直します。(進級に際し、個別の面談を行います。)

### ◆対応決定後、変更が生じた場合

#### ① 学校の基本対応に変更が生じた場合

保護者に決定内容等をお知らせし、今後の対応について話し合いをします。

#### ② 医師からの指示内容に変更が生じた場合(対応する必要がなくなった場合も含む)

通院中の主治医から治療指示内容に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。その際には「学校生活管理指導表」を再度主治医に記入してもらい提出してください。

## 給食

### ◆学校給食の目標(学校給食法より)

- 1 適切な栄養摂取による健康の保持増進を図る
- 2 日常生活における食事の正しい理解を深め、望ましい食習慣を養う
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性や協同の精神を養う
- 4 自然の恵みや、命・自然を大切にする精神、環境保全を考える態度を養う
- 5 勤労感謝の態度を養う
- 6 伝統的な食文化の理解と継承をする
- 7 食料の生産・流通・消費について正しい理解をする

これらの目標をもとに、食事の正しいあり方、人間関係の育成、環境づくり、協力して仕事をする態度などの育成に努めています。

### ◆横浜市の給食

横浜市では、統一献立・共同購入(統一物資・価格)を実施しています。給食で使用する物資は、よこはま学校食育財団が一括購入し、業者を通して各学校へ納品します。統一献立ですが、物資の製造・配達などの関係で、市内の学校をAからHの8つのブロックに分けて実施しています。(西前小学校はEブロックです。)また、統一献立(基準献立)に加えて、各校の実態に応じて工夫を凝らした独自献立を行う場合があります。

### ◆給食の衛生管理

衛生管理については、HACCP(危害分析重要管理点/1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理方式)の考えを基準に、日常点検・作業工程を緻密に管理して安全で衛生的な給食作りに努めています。

一部ですが、その内容をお知らせします。

- ★ 食器・食缶・器具類は熱風消毒またはアルコール・塩素による消毒をしています。
- ★ 調理は当日に行います。
- ★ 食材は、定期的に細菌検査などを実施しています。
- ★ 生食用野菜も加熱処理をしています。(サラダ用キャベツ・きゅうり・にんじん・だいこんなど)
- ★ できあがった給食は、子どもが食べる前に校長が検食し、記録しています。
- ★ 万一の場合に備えて、日々の一食分を14日間保存しています。
- ★ 調理従事者は、月2回の検便をしています。
- ★ 水質検査などの日常点検の他に、福祉保健センター・薬剤師による定期的な検査を受け、衛生状態を維持しています。

### ◆給食費

- 一ヶ月の給食費 4,600円

児童から集めた給食費は、全て食材料費として使われます。

給食に関わる人件費・光熱費・消耗品費・備品費等は横浜市で負担しています。

## ◆西前小学校の給食

運搬配膳に15分、会食20分、片づけ10分、計45分間を目安にしています。

運搬・配膳(15分)	会食(20分)	片づけ(10分)
------------	---------	----------

### <配膳まで>

#### ○給食当番の児童

- ・体調やつめが伸びていないか教師がチェックします。
  - ・しっかり手あらいをして身支度(白衣・マスク・帽子)をします。
  - ・給食室まで給食を取りに行き、教室で配膳します。
- ※白衣等は週末に持ち帰りますので洗濯、アイロンがけ、簡単な補修(ボタン付けゴムの取り替えなど)をお願いします。

#### ○給食当番以外の児童

- ・給食帽子をかぶり、教室環境を整えます。
  - ・しっかりと手を洗い、マスクをして席について静かに待ちます。
  - ・配膳の用意ができたなら一人ずつトレイを持って給食を取りに行きます。
- ※口ふきタオル、ナフキン等は毎日取り替えるようにしてください。

### <会食>

- ・「いただきます」のあいさつで食べ始めます。
- ・楽しく、安全に食事ができるように工夫します。  
(感染症予防中は、全員が同じ方向を向いて黙食します。)
- ・嫌いな物も少しずつ食べるようにがんばり、残量が減る努力をします。

### <片づけ>

- ・「ごちそうさま」のあいさつで片づけ始めます。
- ・残食ごとに集めます。食器も同じ物どうし集めます。
- ・給食室への返却時も分別して所定の場所に出します。

## ◆食物アレルギー

食物アレルギーのある児童の給食については保護者と学校とで相談の上、給食室からのアレルギー食材の除去食を提供、またはご家庭からの代替食持参で対応しています。対応を希望される場合は「食物アレルギー対応票」「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を必ず提出していただきます。所定の用紙がありますのでご希望の方は担任もしくは養護教諭、栄養職員までお申し出ください。

## ◆感染性胃腸炎及び食中毒発生時の対応

嘔吐・下痢症状による欠席や教育活動中に嘔吐・下痢症状の児童が多発した場合は教育委員会・区福祉保健センター等と連絡・協議をし、給食の変更や中止等の措置をする場合があります。

- 登校前には健康状態をよく観察し、体調が優れない場合は無理に登校させないでください。
- 外出後、トイレの後、調理前、食事前の手洗いに気をつけてください。



# 横浜市立西前小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年3月  
平成30年2月一部改定

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

### (1)いじめの定義

〈いじめの定義〉

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条

いじめ防止対策推進法は、いじめを受けた児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめと定義し、いじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえています。

### (2)いじめ防止等の対策に関する基本理念

- ◎いじめは、児童の健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、心身に有形無形の傷を残すなど、将来に渡り深刻な影響を与える可能性があるという認識に立つ必要があります。そこで、本校では、いじめはどの集団にも、どの学級にも、どの児童にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害であることを念頭に置き、①未然防止、②早期発見・早期対応、③適切な対処・措置の3つの視点から組織的かつ具体的な取組を推進し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校づくりに努めます。
- 児童自らが、いじめを許さない学校づくり・学級づくり等に主体的に取り組めるようにします。
- 西中学校と連携し、小中学校9年間で実現するいじめのない学校風土づくりに努めます。
- 学校・保護者・地域・関係機関等が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力していじめ防止に努められるようにします。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1)委員会の構成員

〈学校いじめ防止対策委員会〉

「学校いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者としめます。

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、教務主任、特別支援コーディネーター、児童支援専任教諭(児童指導担当)、人権教育推進担当、道徳教育推進教員、関係児童の担任及び学年主任。

\*必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。

### (2)委員会の活動内容

- ◎横浜市立西前小学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」)に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置の全ての取組を、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に推進するための中核を担います。
- いじめの疑いやいじめを察知した場合の情報の収集・記録・共有を行います。また、指導・支援体制や対応方針の決定、保護者や関係機関との連携等の対応を組織的に推進します。
- 年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案及び学校基本方針に基づく取組の検証を行い、改善に取り組めます。

### (3)委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。
- 校長等の管理職は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1)いじめの未然防止

- 児童の自己有用感や自己効力感等が高められるような学級・学年・学校づくりに取り組みます。「子どもの社会的スキル横浜プログラム」(以下「YPプログラム」)等を活用して児童理解を深め一人一人の児童のサインや思いを読み取るように努めます。
- 日々の学習の中で豊かな心を育成するために、授業改善及び学級経営の充実を図ります。
- 学校行事や体験活動等、学校生活全体を通して一人ひとりが大切にされ、互いに認め合える活動場面の充実を図り、思いやりの心を育てます。
- 人権週間の取組や道徳科の学習を通して、自分を振り返る力を高めます。
- 児童会活動で「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識や思いやりの心と態度を高める取組を主体的に行えるように指導します。

#### ※令和5年度児童会目標

「西前マンのように輝く西前っ子 <sup>いよいよ</sup>かっこ114」(年度ごとに更新)

- 教職員の児童理解研修や人権研修を行い、指導力を高めるとともに、一人一人の児童の思いや苦しみに寄り添った丁寧な関わりをすすめます。

#### (2)いじめの早期発見

- 各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的に認知します。
- 悩みやトラブル等を含めた生活全般について話し合う家庭訪問・個人面談を実施し、その中でいじめに対する情報収集も行います。
- 児童対象の生活アンケートを年二回実施し、必要に応じてそれに基づいた教育相談を実施します。
- 全教職員は日々児童理解に努めるとともに、児童・保護者との良好な関係作りに努め、相談しやすい環境を作ります。

#### (3)いじめに対する措置

- いじめを発見したり通報を受けたりした場合は、特定の教員で抱え込まず、学校いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応します。
- 被害・加害それぞれの児童から事情や心情を聞き取り、被害児童を守り通すとともに、被害児童のケアや加害児童への再発防止の指導を行います。指導の難しさが予想される場合、また、加害、被害の状況上配慮が必要となる場合は、学校いじめ防止対策委員会を中核として、組織的に対応します。なお、必要に応じて、教育委員会等関係機関や専門機関と連携します。
- いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守ります。

#### (4)いじめの解消

- いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たすものとし、いじめの解消に至るまで継続的に指導にあたりるとともに、児童本人や保護者の方の思いに寄り添っていきます。
  - ①いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
  - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

#### (5)教職員等への研修

いじめ防止、早期発見、適切な対応、措置等について教職員向け校内研修を実施します。(前期・後期各1回) また、教育委員会が主催する児童理解及び児童指導関係の研修にも積極的に参加し、全教職員で共有します。

#### (6)学校運営協議会等の活用

西中学校と合同で設置している「まちとともに歩む学校づくり懇話会」、「学校運営協議会」、学校・家庭・地域連携事業等において、いじめの問題などを保護者・地域等と共有し、社会全体でいじめ防止に取り組みます。

## (7)年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容の確認・引き継ぎ 学校基本方針の読み合わせ いじめの定義・児童理解研修① 中学校ブロック情報共有①	入学式、学級・学年懇談会、 学年集会、個人面談
5月	中学校ブロック情報共有② いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式面談)	学校説明会
6月	YPプログラム(アセスメント)の実施 中学校ブロック情報共有③	学・家・地連(学校基本方針説明) 学校運営協議会(学校基本方針説明)
7月	いじめ防止アンケート・面談 横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い) 教育相談① 中学校ブロック情報共有④ 児童理解研修② 横浜子ども会議(中学校ブロックで確認)	
8月	中学校ブロック情報共有⑤ 児童生徒指導研修 横浜子ども会議(西区)	
9月	中学校ブロック情報共有⑥	個人面談
10月	児童理解研修③,中学校ブロック情報共有⑦	学校運営協議会
11月	中学校ブロック情報共有⑧ 教育相談② YPプログラム(アセスメント)の実施	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ防止市民フォーラム(横浜市) いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート・面談) 中学校ブロック情報共有⑧	個人面談(6年)
1月	中学校ブロック情報共有⑨	
2月	中学校ブロック情報共有⑩	学校運営協議会
3月	児童理解研修④、年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	
年間	学校いじめ防止対策委員会(月1回・随時)	カウンセラーとの連携

## 4 重大事態への対処

### (1)重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

### (2)発生の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告します。

### (3)重大事態の調査

「学校いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施します。調査結果を教育委員会に報告します。

### (4)児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、適切に提供します。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

○学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを検討し、措置を講じます。

## 6 参考資料

- (1)「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)
- (2)「いじめの防止等のための基本方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)

必要があると認められた際は、西前小学校いじめ防止基本方針を改定し、あらためて公表します。

## 「警報」発令及び災害発生時について

本校では、緊急事態を想定して、児童の登下校の際に伴う段階に応じた連絡や動きがとれるように整理しております。

災害などによる緊急事態が発生した場合には、地区委員を中心として、各家庭において、次の通り、段階に応じた動きができるようお願いしたいと思います。

### ◆登校に関して

災害等発生等に伴い、学校では、児童の登校に関しては以下のような対応を致します。

**午前6時の段階**で、**横浜市内（神奈川県全域・神奈川県東部）**に

「**暴風警報**」、「**大雪警報**」、「**暴風雪警報**」、「**特別警戒**」

「**火山噴火降灰予報**」のいずれかが発令、継続中の場合

→学校は**全日臨時休校**になります。

・お子さんは、登校させないでください。

上記警報は発令されていない場合は、学校は休校となりませんが、災害等緊急事態発生によって、ご家庭で「登校は危険」と判断された時は、お子さまの登校を見合わせてください。（その後、ご家庭で「登校が可能」と判断された場合は、お子さまを安全に登校させてください。）

なお、**登校後に**、**横浜市内（神奈川県全域・神奈川県東部）**に「**暴風警報**」、「**大雪警報**」、「**暴風雪警報**」、「**特別警戒**」のいずれかが発令された場合には、帰宅時刻の繰り上げ等の措置を行います。詳しくは、登校後に関する欄をご覧ください。

※警報等は、ご家庭で「テレビ」、「ラジオ」、「横浜市ホームページ」にてご確認ください。

「**地震注意情報**」、「**地震予知情報**」、「**地震警戒宣言**」のいずれかが発令された場合

→学校は**全日臨時休校**になります。

・お子さんは、登校させないでください。

また、市内で震度5強以上の地震が一カ所でも発生した場合、原則として当日及び翌日は休校になります。ただし、被害が少ない状況によっては、学校長の判断で休校とならない場合があります。休校・学校再開の情報伝達はメール等にてお知らせいたします。

なお、**登校後に**、「**地震注意情報**」、「**地震予知情報**」、「**地震警戒宣言**」のいずれかが発令された場合、また、市内で震度5強以上の地震が一カ所でも発生した場合には、授業を打ち切り、学校留め置き（保護者引き渡し）の措置を行います。

※メール配信システムを通して、全家庭へ連絡いたします。

◆登校後に関して

児童の登校後の不測の事態に備え、本校では独自に警戒段階を想定し、児童の安全な下校について、段階に応じた連絡や動きがとれるようにしております。

警戒段階	児童の動き	学校からの連絡	ご家庭での対応
<b>A</b> 小火（ぼや）等の発生など	一時避難（校庭・戸部公園）した後、 <u>平常授業へ戻る。</u>	『メール配信システム』を通して、全家庭へ連絡。	○ <u>普段通り</u> 、お子さんの帰宅をお待ちください。
<b>B</b> 校舎火災発生など	一時避難（校庭・戸部公園）した後、 <u>個別に下校。</u>	『メール配信システム』を通して、全家庭へ連絡。	○ <u>早めの下校</u> になりますので、お子さんをご自宅へ迎えられようようにしてください。
<b>C</b> 下校途中や帰宅後の危険が予想される場合など	<u>学校 留め置き</u>	<u>学校留め置き実施</u> を『メール配信システム』を通して、全家庭へ連絡。	○ <u>お子さんのお迎え</u> を学校までお願いします。

※「C・学校留め置き」の際、保護者に連絡が取れない場合には、保護者もしくはその代替の方（引き取り者名簿に記載されている方）が迎えに来るまで、当面学校でお子さんを預かります。

◆登下校中の地震等について（横浜市学校防災計画より）

<登校・下校時の行動>

- 登校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。
- 下校途中で地震が発生した場合は、近くの公園、空き地など安全な場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。
- 下校途中で津波が発生した場合は、学校の最上階よりも高い場所に避難する。揺れがおさまったら、通学路の安全を確認し、学校か自宅か近いほうに避難する。
- 交通機関を利用している児童は、交通関係者の指示に従い、決して自分勝手な行動をしない。

<地震発生時の安全な行動>

- 建物外壁や窓ガラスの落下、建物の倒壊、看板等の落下物がある場合、カバンなどを頭にのせ、すばやくその場から離れる。
- ブロック塀や石垣など倒壊の危険のある場所からは、すばやく離れる。
- 海岸にいる場合は津波のおそれがあるため、高台などの安全な場所に迅速に避難する。
- 山間部にいる場合は山崩れやがけ崩れのおそれが起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。
- 崖下、川岸、河川敷などは、地割れ、地滑り、液状化現象が起きやすいので、すぐに離れる。
- バス、電車等に乗車している場合は、運転手、車掌、駅員などの指示に従う。
- 建物が立て込んでいる狭い道路を歩いている時は、できるだけ速く広い場所に避難する。
- 古い建物など危険と思われる場所に近づかない。
- 倒れた電柱、たれさがった電線に近づかない。
- 橋の上は危険なので、すぐ離れる。

保護者の皆様

## 子どもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和5年 横浜市教育委員会

### 児童虐待防止法等に関する法律

#### 第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に勤めなければならない

#### 第6条（児童虐待に係る通告義務）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

ほごしゃ みなさま  
保護者の皆様

## こ どもたちの安全を最優先するために

じどうぎやくたい かん がっこう つうこくぎむ りかい きょうりよく ねが  
～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

もんぶかがくしょうによれば、じどうぎやくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん そうか  
文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加  
けいこうにあり、とく こ せいめい うば じゅうだい じけん あと た  
傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず  
はっせい  
発生しています。

じどうぎやくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい  
児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

ほうりつ がっこう じどうぎやくたい そうきはっけん  
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、  
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために  
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

よこはましこども ぎやくたい まも じょうれい し しみん ほごしゃおよ  
また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び  
かんけいき かんとう せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎやくたい まも  
関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう  
さだ  
定めています。

ほごしゃ みなさま こ あんぜん まも がっこう じどう  
保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童  
ぎやくたいはっけん つうこく りかい ほごしゃ がっこう れんけい こ  
虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの  
あんぜん みまも たいせい きょうりよく ねが  
安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和5年 よこはましきょういくいんかい  
横浜市教育委員会

### じどうぎやくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童虐待防止法等に関する法律

#### だい じょう じどうぎやくたい そうきはっけんどりよくぎむ 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくしせつ びょういん た じどう ふくし ぎょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしやくいん じどうふくしせつ  
学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設  
の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ  
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

#### だい じょう じどうぎやくたい かか つうこくぎむ 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎやくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せっち ふくしじむしょ  
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所  
若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告  
しなければならない

おとな かた  
大人の方へ

こ ちの 安全を 守る ために  
子どもの

がっこう ぎゃくたい かのうせい とき  
学校は、虐待の可能性がある時は  
くやくしょ じどうそうだんしょなど かなら つた  
区役所や児童相談所等に必ず伝えます

よこはまし  
横浜市では、みんなで子どもを虐待（暴力や食事をあげない等）から必  
ず守ります。

ぎゃくたい  
虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、学校は必ず、すぐに区  
やくしょ じどうそうだんしょなど つた  
役所や児童相談所等に伝えます。これは国の法律です。

れいわ ねん (2023年) ねん  
令和5年 (2023年) 横浜市教育委員会

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

第6条 (児童虐待に係る通告義務)



Gửi đến những người lớn)

## ĐỀ BẢO VỆ AN TOÀN CHO TRẺ EM

**Khi thấy trẻ có khả năng bị ngược đãi, nhà trường nhất định phải liên lạc với các nơi như Sở Hành Chính hoặc Cơ Sở Tư Vấn Nhi Đồng**

Ở Thành phố Yokohama, tất cả mọi người nhất định phải bảo vệ trẻ em không bị tình trạng ngược đãi (chẳng hạn như gây bạo lực, hoặc không cho các em ăn).

Khi phát hiện thấy những em nào có thể có khả năng bị ngược đãi, nhà trường nhất định phải liên lạc ngay lập tức với các nơi như Sở Hành Chính, hoặc Cơ Sở Tư Vấn Nhi Đồng. Đây là Luật của Quốc Gia.

Hội Ủy Viên Giáo Dục Thành Phố Yokohama năm 2023

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

第6条 (児童虐待に係る通告義務)

A todos os adultos:

## **PARA A PROTEÇÃO E SEGURANÇA DAS CRIANÇAS**

**Quando houver alguma suspeita de abuso,  
as escolas informarão as prefeituras,  
os centros de assistência ao menor, etc.**

Em Yokohama é dever de todos assegurar a proteção das crianças contra os abusos como violências, negligências, etc.

Se a escola suspeitar que uma criança é vítima de abuso, irá informar imediatamente as prefeituras, os centros de assistência ao menor, etc. Isto está determinado por lei nacional do Japão.

Secretaria da Educação de Yokohama, 2023

Lei Nacional Sobre a prevenção do abuso infantil

Artigo 5 (Obrigação de detectar precocemente o abuso infantil)

Artigo 6 (Obrigação de denunciar qualquer tipo de abuso infantil)

各位家长

## 为了保护孩子们的安全

### 在发现孩子有被虐待的可能性时 学校必须通报区政府和儿童咨询所

在横滨市必须要大家来保护孩子们不被虐待（受暴力或衣食住得不到照顾等）。

在发现孩子有被虐待的可能性时，学校必须马上通报区政府和儿童咨询所。这是国家法律所规定的。

2023 年 横滨市教育委员会

日本国家法律 有关防止虐待儿童的法律

第 5 条 （早期发现虐待儿童的努力义务）

第 6 条 （有关虐待儿童的通报义务）

Dear Parents and Guardians:

**For the Safety and Protection of Children**

**If schools suspect abuse,  
they are required to report it to  
the ward office or a child counseling center.**

In Yokohama, it's everyone's responsibility to protect children from abuse such as violence, malnourishment, etc.

If schools suspect that a child is being abused they are required to report it to the ward office or child counseling center immediately. It's federal law.

Yokohama Board of Education, 2023

**Japanese Federal Law** Child Abuse Prevention Act

Article 5 (Obligation to Detect Child Abuse Early)

Article 6 (Obligation to Notify Child Abuse)

保護者の皆様

## 子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和5年 横浜市教育委員会

### 関連法規

#### 刑法第222条（脅迫罪）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

#### 刑法第223条（強要罪）

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

#### 刑法第249条（恐喝罪）

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

# 子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい  
令和5年 横浜市教育委員会

## かんれんほうぎ 関連法規

### けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第222条(脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

### けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第249条(恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

# 子ども同士の お金のやり取りは 「やっておいてはいけないこと」です。

お金のやり取りは、  
たとえ少額であっても  
よくないよね！

ネットゲームでの課金<sup>※</sup>  
も、お金のやり取りと  
同じだよ！



財布忘れちゃった！  
友だちにジュース代  
借りちゃおう！

今日は僕のもってきた  
お金で遊ぼうよ！

□はじめは少額が、知らず知らず高額に！

□お金を要求することは刑事事件になることも！

□お金の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は **脅迫罪** **強要罪** **恐喝罪** にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

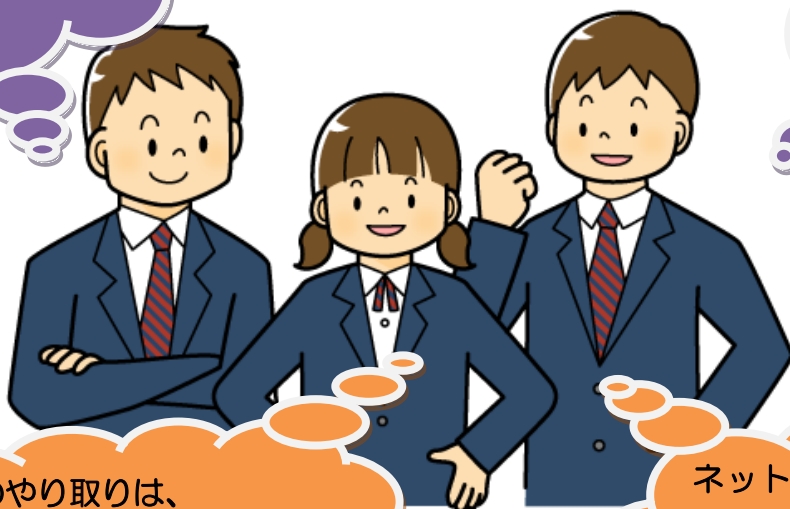
**いやなことや心配事があったら、すぐ大人に  
相談して安心できる学校生活を送ろう！**

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと

# 子ども同士の お金のやり取りは 「行ってはいけな行為」です！

財布忘れちゃった！  
今日もジュース代  
借りちゃおう！

今日は俺のおごり  
で遊ぼうよ！  
(家から持って  
きた)



お金のやり取りは、  
たとえ少額であっても  
よくないよね！

ネットゲームでの課金  
も、お金のやり取りと  
同じだよ！

- はじめは少額が、知らず知らずに高額に！
- 金銭の要求行為は、刑事事件になることも！
- 金銭の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は **脅迫罪** **強要罪** **恐喝罪** にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

**いやなことや心配事があったら、すぐ大人に  
相談して安心できる学校生活を送ろう！**



# 子ども同士の お金のやり取りは

お小遣いピンチなの。  
ちょっとでいいから  
お金貸して。



※ 課金して、もっとアイテムを  
手に入れようよ。



のど、乾いちゃった。  
ジュースおごって。



私が持ってきた  
お金で遊ぼうよ。



いつも、みんなと楽しく過ごすために、どうしたらいいかな？

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと

# 公共物等破損にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い ～子どもたちの「心豊かな成長」を願って～

## I ねらい

教育指導の一環として費用弁済の手続きを設け、子どもたちの公共物を大切にす  
る心を育て、自らの行為に対する責任の自覚を促します。

### ※ 児童生徒の公共物等破損の発生件数（市立小・中学校）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発生件数	1,035件	794件	707件	616件	580件

## II お願い

- 子どもに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。
- 子どもが学校の窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を促す教育指導の一環として、修繕費用の弁済を保護者をお願いします。

## III 運用について

- 学校は、子どもが学校の公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%としますが、実情に合わせて柔軟に対応を図ります。

こうきょうぶつとうはそん しどう ひようべんさい りかい きょうりよく ねが  
公共物等破損にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い  
こ こころゆた せいちょう ねが  
～子どもたちの「心豊かな成長」を願って～

I ねらい

きょういくしどう いっかん ひようべんさい てつづ もう こ こうきょうぶつ たいせつ  
教育指導の一環として費用弁済の手続きを設け、子どもたちの公共物を大切に  
こころ そだ みずか こうい たい せきん じかく うなが  
する心を育て、自らの行為に対する責任の自覚を促します。

※ じどうせいと こうきょうぶつとうはそん はっせいけんすう しりつしょう ちゅうがっこう  
児童生徒の公共物等破損の発生件数（市立小・中学校）

ねん 度	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがんねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度
はっせいけんすう 発生件数	1,035 けん 件	794 けん 件	707 けん 件	616 けん 件	580 けん 件

II ねが  
お願い

- 子どもに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、  
ちいきしゃかい きょうりよく あ ひつよう ぜんあく ほんだん かてい こ  
地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子  
しんじょう りかい しどう きょうりよく ねが  
どもの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。
- 子どもが学校がっこうの窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または、  
こい ちか じょうきょう はそん ぼあい みずか こうい たい せきん うなが きょういくしどう  
故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を促す教育指導  
いっかん しゅうぜんひよう べんさい ほごしや ねが  
の一環として、修繕費用の弁済を保護者にお願ひします。

III うんよう  
運用について

- 学校は、子どもが学校の公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い  
じょうきょう はそん ぼあい みずか こうい たい せきん じかく ゆた しゃかいせい み  
状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身  
につけられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長  
やくだ じゅうぶん はな あ ねが  
に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近  
べんさいがく きほんてき めやす こい しゅうぜんひ こい ちか  
いものは50%としますが、実情に合わせて柔軟に対応を図ります。